

# 【令和4年度 事業計画】

## 【理念】

常に利用者の立場に立って考え、そして行動する。

## 【基本方針】

利用者の自己決定を基本として、あたたかみのあるケア及び尊厳を支えるケアの実現（サービスの提供）を行う。

地域、諸団体との連携に努め、老人福祉の拠点として地域社会に貢献する。

## 【運営方針】

利用者、家族のニーズに柔軟に対応できる体制を図り、利用者本位のサービス提供に努めるため、次のとおり定める。

【目 標】 業務の方針や目標を共有すること

【改 革】 常に業務の改革を図ること

【効 率】 無駄を省いて効率を上げること

## コロナ禍での事業推進

新型コロナウイルス感染症による社会環境の変化は、地域情勢や経済など我々施設・事業所の事業や経営にも影響を及ぼしており、当法人の事業推進においても少なからず支障が出ている。

特に「第6波」においては、全国各地の施設で療養を余儀なくされ、死亡する入居者が相次いだ。国は病院の病床使用率を抑える為に施設内療養を進めてきたが、国が公表したデータによると昨年夏の第5波のピーク時と比較すると、死者に占める施設内療養死の割合が0.4%から15.8%へと上昇していた。全国的にも令和4年2月以降のクラスターの発生場所は高齢者施設が最多となった。

コロナウイルスに感染した高齢者は多くが基礎疾患を抱えている。当初は重症化リスクが高いため原則入院させる方針を行政は掲げていた。しかし、感染拡大で病床が逼迫する事例が相次ぎ、昨年1月の通知で、一部の条件に当てはまる高齢者施設の入居者は施設内で療養を行うようにした。

さらに今年に入り、新型コロナの変異株「オミクロン株」が急速に拡大。一般診療が逼迫する事態を避けるため、2月の通知で、今まで以上に施設内療養を活用する方向にかじがきられた。

しかし、第6波は施設内で死亡した高齢者が際立って多い。感染者の多い東京都が公表されている死亡者のデータを集計したところ、昨年夏の第5波で死者数が高止まりした2週間（9月5～18日）に亡くなったのは246人で、うち高齢者施設で死亡したのは1人（0.4%）。一方、第6波での2週間（2月20日～3月5日）に死亡した366人のうち高齢者施設での死者は58人（15.8%）と、全体に占める割合が急上昇していた。

全国的に施設内の入居者は現在も、オンライン面会か窓越しの面会など外部との接触機会は限られる。入居者が感染した多くの施設では入居者と直接携わる職員が感染し、施設内感染が発生したケースが目立つ。

厚生労働省の集計では、年明けから増え始めたクラスターの発生場所は当初、学校など教育施設や飲食店が中心だった。新規感染者数は減少傾向に転じたものの、今も1週間に全国で1100～1200件程度のクラスターが発生。2月以降、高齢者施設が最多を占めるようになった。

こうした状況を踏まえ、令和4年度は前年度より施設内外を問わず実践してきたソーシャルディスタンスを保った業務遂行と広島博愛会独自の出勤条件及びBCP（事業継続計画）の実施。業務の優先順位を洗い出しルーチンワークを状況に合わせて変化させる。「コロナウイルスを施設内に持ち込まない。業務を停止させない事」を大前提に事業を実施する。

## 社会福祉連携推進法人に関する事

業績不振で立ち行かなくなった社会福祉法人の救済措置として合併・譲渡が数年前から厚生労働省より推奨している。実態として人材据え置きで合併する場合、法人間で吸収される側の施設の条件が不利になる場合が多く、職員個々の待遇が大幅に変わる場合がある。合併・譲渡の救済措置は経営面、資金面において法人間での折り合いも難しく進んでいない。その様な状況を鑑み、令和4年度から「社会福祉連携推進法人制度」が実施される。複数の社会福祉法人をグループ化し一般社団法人化したもので、厚生労働省いわく「同じ目的意識をもつ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能」としているが、実質は弱体化した社会福祉法人どうしが経営基盤の確立と適切な福祉サービスを行う内容で、合併・譲渡を行うよりは法人の自立度はあるが、様々な待遇や処遇が変わる事は合併・譲渡と同様である。

昨年度、業績不振により理事評議員は一新、中間管理職もほぼ入れ替わった社会福祉法人もある。職員個々は関係の無い話に聞こえるかも知れない、辞めて他で働けば良いと考える職員もいると思うが、この業界に限って言えば上限の限られた介護保険収入から人件費を捻出しており単年度での給与所得の差はあるが、5年10年スパンで見ると大差はない。他法人では入職時の基本給を高めに設定している施設もあるが、5年目から昇給が無い法人や、年数が経つ事に昇給額が少なくなっていく法人もよくある(尚、現在の広島博愛会の給与規程は60歳まで昇給し続ける)。又、新たな法人で勤める場合に現状の給与所得が下がる事が一般的であるし、労働環境が変わる事で新たなリスク(人間関係等)が発生する場合もある。更に赤字経営の法人では後々給与等の不払いも発生している(区内の施設でも実際にあった。尚、広島博愛会は15年来、黒字経営)。現状が継続する事に職員一丸となって力を注ぐ。

現状を継続する為には単独法人として成立する事が重要で、「合併・譲渡」や「社会福祉連携推進法人制度」を避け、他法人の干渉が無い単独法人として自立で経営、運営が出来る様にしなければならない。

その為にも経営面においては利用者の定員枠上限までの継続した受入やコスト削減の協力、サービス面においては他法人と比較してこれだけは負けていないと言える利用者処遇の確立が必要となる。(当面の間、高齢者は増加するが、20数年後には減少していき利用者確保の為に競争力が必要となる。利用者、地域住民に広島博愛会の利用者へのサービスのイメージアップ、ブランド力は必要)

法人単位の話ではなく職員一人一人の取組み姿勢が重要といえる話である。今後の職員の生活の明暗を分けると言っても過言ではない。本年度の注力事項のひとつと言える。

## コロナ禍での事業継続

令和3年度においては、広島博愛会の利用者のコロナウィルス感染者は発生していない。他法人の高齢者施設から陽性の利用者が発生した話は第6波以降よく耳にした。職員不足で職員自身が勤務に穴を空ける事を気にして体調が優れないにも関わらず出勤し、その職員が実はコロナウィルスに罹患しており利用者及び他職員にまん延させてしまうケースが多い。その結果コロナウィルスの陽性利用者を施設に抱えたまま通常業務以上の内容をこなし、更に陽性の職員が休みの為少ない出勤者で業務を回すことになり、その状況下が1ヶ月以上続き連続25日出勤した職員の話を実際にクラスターが発生した近隣の高齢者施設から聞いた。

とにかく感染者を施設内に入れないための水際対策が極めて重要である。感染しない為に職員一人一人に注意して生活することを促しているが、万が一感染が疑わしい状況が発生した場合に備えて広島博愛会独自ルールを実践している。職員本人及び同居人が陽性者や濃厚接触者に該当するしないにかかわらず体調不良(風邪病状に該当する項目すべて)の場合は状況に応じて5日間、1週間、10日間の何れかを体調不良の職員に休んで貰う。1日あたりの欠勤職員数に比例した業務が出来る様に業務の優先順位を定めた優先業務の選定マニュアルを作成し実践している。他には、直轄の上司が業

務不能になっても権限移譲し横の連携を図りながら業務を遂行する事や、不在の職員の業務を埋める為の連絡ツールを駆使する事を謡っている。

又、利用者及び職員のソーシャルディスタンスの確保に努める為、利用者各々の距離を保てる席の配置やショートステイのグレーゾーン、特養のクリーンゾーンの区画管理を継続する。

他の高齢者事業所で発生している最悪の状況を理解した上で、令和4年度も同様の体制を続ける。

### コロナ禍の外国人技能実習生の来園

令和4年3月1日より、新型コロナウイルス水際対策強化に係る新たな日本入国措置に基づき、外国人の新規入国制限が緩和された。それに伴い以前より広島博愛会に約2年前より来園予定であったインドネシア人の技能実習生3名が今年5月16日以降、苦楽を共にする仲間となる。彼らの背景を改めて理解、国民性や宗教観の再確認を行う。又、日本の技術と日本語を学ぶという目的もあり、業務上での言葉遣いや分かり易い記録の書き方等を整理し来園に備える。

法人としては外国人の労働力にシフトしていく方向である。今後の職員補充の中心は外国人技能実習生でまかない人件費を抑制する狙い。あかり園の介護職員の定着率は良いが定期昇給により人件費が膨らみ経営を圧迫している。又、技能実習生に掛かる給与を含めた経費も1日8時間で月21日の勤務を想定し試算すると1年目が年間270万円、2年目3年目が225万円となり日本人で同等の労働時間の職員と比較すると人件費も抑えられる。

### コロナ禍での実習対応

オンライン実習と現場実習のハイブリッド実習を令和3年より実施している。看護や介護の学校では、国家試験資格が控えていることもあり、受験資格を得るため既定の実習科目を履修する必要がある。施設側は将来の職員採用の為に実習生を受入れる側面もある。コロナウイルス感染症の状況によりオンラインツールを使い入居者と実習生で様々なコミュニケーションをとり高齢者の特性や認知症の理解を深めてもらう機会を設け、職員と対話を図り質疑応答に努めた。又、市中のコロナ陽性者が減少している時期に、マスクは勿論フェースシールドを付け1日5名限定で限られたエリアでのソーシャルディスタンスを保ち利用者と接触という形で実習生を受入れていた。令和4年度についても今後のコロナの状況次第であるが同様の実習体制を続ける。

### コロナ禍での3つの確保を念頭に

「サービスの継続確保」 介護施設は入居者・利用者の健康・身体・生命を守る為の必要不可欠な責任を担っている。従って入居施設においては新型コロナウイルス感染症の感染拡大時にも業務を継続できるよう事前の準備を行う事が必要。又、通所事業所においても極力業務を継続できるよう努めるとともに、万一業務の縮小や事業所の閉鎖を余儀なくされる場合でも、利用者への影響を極力抑える事前の検討を進める。

「利用者の安全確保」 介護保険のサービス利用者は、65歳以上の高齢者及び40歳以上の特定疾病のある方。これらの方々は抵抗力が弱く、感染すると重症化リスクが高まる。集団感染が発生した場合、深刻な人的被害が生じる危険性があるため、利用者の安全確保に向けた感染防止策をあらかじめ検討しておき、確実に実行する必要がある。

「職員の安全確保」

感染拡大時に業務継続を図ることは、職員の感染するリスクを高めるほか、長時間勤務や精神的打撃など職員の労働環境が過酷になることが懸念される。職員の感染防止対策とあわせて、職員の加重労働やメンタルヘルス対応への適切な措置を講じることが責務となる。

### 介護職員処遇改善支援補助金の支給

4月から9月迄(行政通知より10月以降は新たな処遇改善に移行する)毎月の給与にて職種を問わず正職員全員に支給予定。従前の処遇改善加算や特定処遇改善加算とは別に支給される。今回の支給金も処遇改善加算と同様に介護保険収入に対しての支給比率が決まっている。要するに稼働率が上がれば収入が増え職員各々に支給される額も増える。その事を念頭に置いて業務に励む事を職員に促す。4月から9月迄は定額で支給し、端数は夏と冬の賞与時に清算する。

### オンライン研修と人事考課

法人内で、統括的な業務を執行出来る職員は一部の役職員となる。これら役職員が業務執行出来なくなった場合は重大なリスクとなる他、今後の事業展開、重要な役割を担い得るリーダーを育成していく。コロナ過で外部研修の機会が少ない事もあり、広島博愛会独自のカリキュラムで全職員に1講座が5分程度で、パソコンやスマートフォンで何処でも都合の良い時に受講できるオンライン講座を実施している。4月より新カリキュラムに変わる。基本研修は全員同一であるが、職種や経験年数に応じた研修が追加され職員各々の専門性に合った内容となる。

受講後には研修内容に伴ったテストが直ぐにあり回答する様になる。受講率及び正解率がわかり職員各々の取り組み状況や理解度が把握出来る仕組みである。毎月管理部で定めたカリキュラムをこなし他職種の業務内容も含めオールマイティで知識のある職員を育てる。研修結果を評価し人事考課につなげ処遇改善及び特定処遇、処遇支援補助金の査定に反映していく。職員の能力を活かす組織、眠れる人材の発掘など職員個々を掘り下げる。

### ケアハウスの補助金について

国が定めた介護保険法は3年事に見直しが見直しがされる。地方自治体が財務権限を持つ軽費老人ホームは10年間ほとんど見直しをされていない。昨年末に地方交付税の扱い方が変わった。職員の給与、処遇改善を含めた補助金について広島市内の他法人が運営する軽費老人ホームと共同で広島市に提案。広島市も直轄の福祉課及び会計課も含めて検討している最中で回答待ちの状況である。順調に進めば令和4年6月頃より実施される見込み。

### 災害時の社会福祉法人間の連携 互助・共助

昨年の8月の豪雨により県内のいたる所で土砂災害が発生した。五日市あかり園に隣接する駐車場でも土砂崩れが発生し身近で災害が起きた事で、改めて自然災害の恐怖を実感した。

地域の町内会とは以前から災害相互応援協力協定を取り交わしている。コロナ禍前は大雨警報等による避難勧告が発令した場合は一般の地域住民の避難の受入をあかり園で行ってきた。現在は避難場所が特養内のスペースという事もあり、施設内にコロナウィルスを持込まない観点から要介護の避難者のみ受入れている。

又、高齢者、保育、障害等の垣根を越えて横の繋がりで連携を保ち災害に備えるさっそくネットに加入している。災害が発生した後に被災した施設に必要な生活物資等を渡す役割を担う。平成30年の西日本豪雨災害の時に被災した施設の中で同一法人内の同一敷地内で特養と保育園を運営している処があった。特養は土砂の撤去の応援や避難物資が届いたが保育園には特別な支援がなかった。縦のネットワークの対応で高齢はあったが児童にはなかった。柔軟な対応が出来る様に、広島県社協の旗のもと広島県全域の社会福祉法人が協定を結び、広島市の中でも区事に執り行う事となっている。佐伯区の高齢者施設の取りまとめはあかり園が行っており、現在、保育等他種別の社会福祉法人と定期的な会議を行っている。令和4年度も引き続き、区域、町内共に災害時の拠り所となる施設としたい。

### 物価高騰について

ウクライナ情勢によりエネルギー及び物価の高騰が懸念されている。昨年半ば頃から世界的に新型コロナウイルスの影響による経済情勢により、原油をはじめとする商品価格が高騰し、物価上昇となっていたが、この動きが更に加速しそうである。電気価格やガソリン価格は昨年から上昇を続けており、ガソリン価格に関しては政府の補助金による対応も行われているが、今年に入り食品や日用品にも値上がりの波は押し寄せている。節電、節水等経費削減については以前より取り組んでいるが、本年度は更なる節約、我慢が必要な年となる事が予想される。BCP（事業継続計画）に含めて検討、対応したい。

### 引き続き4つの重視

「利用者重視」広島博愛会の理念には「常に利用者の立場に立って考え、そして行動する」とある、現在の施設利用者は勿論、待機者やこれからサービスを利用しようとする地域の人々の事も考慮しながら運営する。

「コンプライアンス重視」法令基準の遵守、介護保険法や老人福祉法・労働法規等、倫理観に基づき法令を遵守、社会の信頼を得られるよう努める。社会人、組織人としての任務をまっとうする。又、改正社会福祉法により行政指導要件は細分化され、市内の社会福祉法人は慎重な運営を課せられる様になった。広島博愛会としては、引き続き適正な運営を行う。

「職員重視」職員を大切にし、高い意欲と能力をもった人材が育成(研修や職員教育等)され定着する職場環境に努める。

「稼働率重視」社会福祉事業は非営利事業なので、利益を追求する立場ではないが、安定した運営を行う責務がある。その為には、一定以上の稼働率を保つ。

## 【特別養護老人ホーム 五日市あかり園】

### 年間計画について

前年度は緊急事態宣言中でも入居及びショートステイを積極的に受け入れ増収となった。令和4年度も前年度同等の収入を目指す。前年度より施設内外を問わず実践してきたソーシャルディスタンスを保った業務遂行と法人独自の出勤条件及びBCP（事業継続計画）を継続しコロナウィルスを施設内に持ち込まない事と業務を停止させない事を前提に慎重に入居を進める。特にショートステイの利用者が感染症を持ち込み特養の入居ゾーンに影響を及ぼす危険性がある為、ショートステイのグレーゾーン、特養のクリーンゾーンを明確にして受入をする。又、入院等で空床が発生した場合、市中の感染状況を鑑みながら通常ショートステイの長期利用者を空床ショートステイに勧め空室になった通常ショートステイに2泊3日程度の短期間利用者に利用して頂く等、特養の入居ゾーンにウィルス等が持ち込まれない為の対応をする。

2年前から計画されていた外国人技能実習生が令和4年度中に来園する。異文化の方ならではの気質、宗教観等、職員も理解した上で介護技術の指導をしていく。しいては実習生の成長度合いは我々の指導力が影響する。法人としては外国人の労働力にシフトしていく方向である。今年1年が今後の外国人技能実習生の受入を左右するといっても過言ではなくあかり園の中では最重要課題である。

#### 1. 利用者サービスの向上を図る

##### ① 質の高いケアの提供

病気や認知症がある方であっても入居者の意思を尊重し、出来る限り本人が望まれる生活を送れる様、多職種連携で支援する。言語的・非言語的コミュニケーションを活用し、援助の際は丁寧に声を掛けながら実施する。入居者の体調管理について、介護職員・看護師連携のもと日々の観察やコミュニケーションの中から入居者の小さな変化を見逃さず、迅速で適切な対応を行う。生活動作訓練など生活リハビリとして可能な限り体を動かして頂き、残存機能の活用や精神活動性を維持する為、様々な活動への参加を促すなど生活機能が向上するよう援助する。ADLが低下されている方については、心身の状態や身体的特徴、皮膚の状態、栄養状態などを把握し、適切な時間・方法で体位変換を実施することで安楽な体位を提供し褥瘡を未然に防ぐ。認知症・排泄・入浴・食事満足・リスクマネジメント・文化活動などの、知識や情報を共有し、ケアの質を向上させる。

##### ② 利用率の確保

稼働率を安定させる為、加算等の算定も十分に考慮した管理を実施する。行政、関係機関とも連携をとり、空きベッドが生じない管理を徹底し、緊急時の要請にこたえながらも、ベッド稼働率が低下しないよう取組、入居・ショート稼働率維持を目指す。入居者様の重度化・高齢化により入院者数と退院者数を少なくする為、感染対策・温度管理・湿度管理の徹底を図る。

##### ③ モチベーション向上

職員からの意見については、リーダーミーティングで協議し、実施できないことも理由をはっきりとさせて提案者に説明し回答を先送りにしない。主任・リーダーが職員個々との対話の時間を取り、話を聞き、悩みの解決やモチベーションアップ出来る様に助言を行う。職員の自身や能力、モチベーションが向上するよう全員に何かの役割を持たせ、責任ある仕事を担当してもらう。

##### ④ 家族との信頼関係の構築

来園者に対して丁寧な言葉遣いで接し、挨拶はもちろん家族に対しては入居者の近況などを随時報告する。コミュニケーションの中からご家族の思いを聞き出し、本人の思いとすり合わせ

ながら援助に反映させる。職員の過失により入居者に不利益が出た際も誤魔化する事なく迅速且つ丁寧に状況を伝え、真摯に対応する。

#### ⑤ 環境整備

入居者の居室の環境整備を行う。又、入居者個々にあったその人らしい環境にする様に努める。居室・トイレ・廊下など清潔な環境になるよう留意し匂いの軽減にも取り組む。居室の湿度や明るさなど適切に管理し、周りの騒音にも配慮した環境を整備する。

#### ⑥ リスクマネジメントの徹底

「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」に基づき、感染防止対策委員会を定例開催するとともに感染症管理体制を強化する。「身体的拘束等の適正化に関する指針」に基づきご利用者本人または他のご利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行わないことを職員に徹底するとともに、身体拘束廃止委員会を定例開催して、拘束廃止に向けての解決策を検討する。「事故発生の防止のための指針」に基づき事故防止対策委員会の定例開催を行い、事故防止体制の強化に努める。「苦情受付担当窓口」「虐待防止受付担当窓口」を設け、ご利用者及びご家族等からの苦情、虐待通報に速やかに対応し、解決を図る。

#### ⑦ 医療連携ケアの向上

嘱託医師と協働しご利用者及びご家族が望まれる医療・ケアの提供に努める。重介護及び医療必要度の高いご利用者を受け入れ、日常生活継続支援加算体制を維持する。医師・看護職員・ケアワーカーによる医療連携ケアの充実を図る。

#### ⑧ ケアマネジメント体制の充実

ご利用者のニーズに沿いつつ、ご利用者が尊厳を保持し有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、個別サービス計画（施設サービス計画、栄養ケア計画、個別機能訓練計画等）を多職種協働で策定し、計画に沿ったサービスを提供する。各個別サービス計画が日々の生活のなかでどれだけ有効に展開されているか、評価・モニタリングを適切に実施し、個別ケアの充実を図る。アセスメントシートを用いて、施設サービス計画の立案及びマネジメントの展開を図る。

#### ⑨ サービスマナーの向上

マニュアルに基づき、接遇マナー（挨拶・笑顔・丁寧な言葉遣い等）の向上に努める。

#### ⑩ 研修体制の充実

オンライン研修を中心に新任職員研修の他、中途採用職員研修や非常勤職員の育成研修を計画的に実施する。業務習得状態の確認を通じて必要な指導を行う OJT 体制を継続する。認知症介護実践者研修・リーダー研修、実習担当者養成研修の他、定期的に研修報告会を開催する。職員の上位資格取得を推進し、勤務上の配慮など働きながら学べる体制を確保する。

#### ⑪ 労働安全衛生の推進

安全衛生管理規程に基づき、業務遂行に関連して発生する労働災害及び健康障害を防止するとともに、職員の安全確保と健康の保持増進を図る。福祉用具・機器（スライディングボード、特殊浴室等）を活用し、腰痛の予防に努める。補助金を活用した介護ロボットの導入、ICT 化の一層の推進を図り、ご利用者の安全と職員の負担軽減を図る。厚生労働省「職場における腰痛予防対策指針」の概要を職員に周知するとともに、腰痛予防マニュアルを活用し、予防体操等に努める。年次有給休暇の計画取得を実施する。

### 2. 地域との連携体制の強化

地域との連携体制は不可欠で、より地域に根差した対応が求められる。コロナ禍により情勢によっては本来の対応は難しいかもしれないが、可能な範囲で行う。地域のケアマネージャーや地域包括

支援センターと連携を密にし、虐待等家庭の事情により緊急に保護を要する要介護高齢者をショートステイの利用により早急に受け入れる。活動環境の整備を行い、協働してご利用者の豊かな生活を支援する。所轄行政、県社協、地区社協等の協定により、震災等緊急時には地域の要介護高齢者等を受け入れる。広報誌を通じて、施設情報を積極的に公開していく。

### 3. 安定的な経営基盤の確保

#### ① 収入の確保と経費節減

安定した利用率を確保するために、ショートを含めたご利用者の入退所を円滑に行う。処遇改善支援補助金の実施、10月以降の新たな処遇改善加算の取得により職員等の処遇の向上を図る。昨今のエネルギー費高騰の為、今まで以上の節電に努め光熱水費の節減を図る。

#### ② 施設・設備の更新・改善

施設機能維持のために、積極的な機器の改修・更新や建物の管理に努める。

#### ③ 災害対策の推進

災害発生時にご利用者や職員の安全を確保し、事業を中断しないために優先的に行うべきことなどを定めた事業継続計画を職員に周知させる。防災訓練に土砂災害、河川氾濫、台風、地震想定訓練等、既存のものからコロナをはじめ様々な感染症対策に備えた訓練を充実させる。

#### ④ 人材確保

技能実習生にて外国人介護士の受入れを図る。実習生受け入れを通して、優秀な人材の推薦入職に努める。学校・養成校等からの研修生・実習生等の受け入れに当たっては、受け入れ計画を策定し、各種研修生・実習生が、それぞれに応じた研修・実習目的を達成できるよう指導の充実に努める

### 4. ショートステイについて

居宅サービスの一つであるショートステイは、在宅で介護をするご家族の介護負担軽減を主目的とするサービス事業であり、併せて、介護者の急病や虐待等により、要介護高齢者の安全を確保するために緊急避難的に利用できる事業でもある。そのことを十分認識し、空床ベッドを含め、できるだけ迅速・円滑にご利用者を受け入れるように努める。今年度もコロナ禍により情勢により受入が難しくなる時期もあるかも知れないが、受入条件や感染対策を工夫し諦める事なくニーズに応える。

## 【あかり園デイサービス】

### 年間計画について

多くの高齢者が出入りするデイサービスは、クラスターが発生しやすい場所といえる。又、高齢者は持病を持っていることが多く抵抗力も弱い為、新型コロナウイルスに感染すると重症化しやすい。特養同様にコロナウイルスをデイサービス内に持ち込まない事と業務を停止させない事を前提に事業を進める。デイサービスは、食事、入浴、機能訓練、他の利用者との交流などを行う場所。これらのサービスは生命への影響は少ないと思われるが、高齢者の場合はそうではない。なぜなら、環境の変化や他者との交流の遮断は抑うつ状態に陥るきっかけとなり認知症の進行や要介護状態の悪化に繋がりがかねない。デイサービスの利用者の多くは通う事が生活の一部になっている。又家族もデイサービスに預ける事で安心して仕事ができる。デイサービスの業務を止めない事が社会的にも重要である。

#### 1. 基本目標

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を送れるよう、日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者様の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにご家族様の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。



コロナ禍を鑑み1日の平均80%以上の稼働率を目標とする。ミーティング等を通じて積極的に分析評価を行う。又、職員全員で共有し常に意識しながら業務に当たる。

## 2. 重点目標

利用者の増加を図るべく、居宅介護支援事業者と連携していく。また、ご利用者に満足していただける対応、体制、サービスの提供を行っていく為、体験利用の充実と拡大を今後も計画していく。

## 3. サービスの目標

利用者において、身体的及び精神的な状態を勘案して、通所介護計画・介護予防通所介護計画を策定し、その有する能力に応じた自立支援が営まれるよう援助する。

又、季節感を感じて頂けるようなイベント（外出・手芸・誕生日会・おやつ等行事）を計画し、実施する。ご利用者様の意向及び趣味を考慮しつつ、生活に張り合いを見出すためアクティビティーの取り組みを積極的に行う。特に身体機能維持向上の為の積極的な取り組みを行う。

家族との連携については、利用前の状態確認、利用中の状態観察、利用後の状態報告等をデイサービス利用連絡表や送迎時の口頭での申し送りにて行う。地域との交流については、昨年はコロナの影響により出来なかったが今季は感染状況を確認し可能であれば行いたい。地域に開かれた事業所として認知されるように共生に向けた取り組みを行う。利用時の記録については、個人情報保護法に基づき、部外者に個人の情報が漏れぬように情報の管理を徹底して行う。事故の発生予防のため、ヒヤリハットの対処など事故防止を考慮し、ご利用者の日々の観察・記録・報告を行う。事故発生時は、ご利用者様の生命維持を第一に考え、迅速に行動し、事故報告書の提出と事故原因を究明し、再発防止に努める。

## 【五日市グリーンヒルホーム】

### 年間計画について

新型コロナウイルス第6波の拡大により前年よりも厳しい感染対策を入居者をお願いした。医療機関以外の外出禁止や面会禁止など、外部との交流は減った。感染防止対策の中でラジオ体操の回数を頻回にし、施設内でのウォーキングの推進等を継続した。入居者の方も昨年经验している為か自粛による認知症状の出現等もなく大きな不満やストレスを溜めている方も見受けられなかった。令和4年度も運動だけではなく、脳トレや短歌、俳句を作成、日記等の知的活動の推進。ソーシャルディスタンスを保った社会活動やコミュニケーションや入居者が生きがいを持ち楽しい施設生活が送れるよう、感染防止対策を施した上での活性化を図るとともに、介護予防や健康増進活動に取り組む。施設での生活の継続が困難な利用者については、個々の身体状況に応じて特養やグループホーム等の新たな生活の場を確保するとともに、法人内事業所と連携を図りながら入居希望者の確保に努める。又、サービスの質の確保を図るため業務改善と自己評価を行うとともに、オンラインでの外部研修会への参加や内部研修会等を充実し職員の資質向上を図る。

## 1. 入居率の安定、広報活動

常に複数の入居待機者を確保し、稼働率を安定させる為には役場関係、民生委員、居宅介護支援事業所などに対して広報活動を行い、施設案内、入居説明を随時行う。又、退居予定の家族と入居申込の家族、それぞれと連絡を密にとり、利用者の入替り時の空き部屋期間を短くする。

## 2. 介護保険制度等の有効活用を支援する

入居者の心身状態に考慮し、内部の介護サービスか外部の介護サービスか総合事業か、入居者に有効かつ効率的に介護保険等のサービスが利用出来る様、各サービス事業者との連絡・調整等の援助を行う。必要に応じて各種手続きや申し込み等の代行を行う。

### 3. 職員の資質、サービスの向上を図る

ケアハウスの利用者が抱えている事情は様々であり、生活課題も一人ひとり異なっている。その利用者を支える職員には幅広く、かつ専門的なスキルが求められている。

利用者の個別状況に即した支援の実践と支援内容の質の向上を図る。利用者本人の意思を尊重しつつ、支援の内容と意義の理解を図りながら、現実的で可能な限り自立した生活状態が確保できるよう、質の高いケアを提供する。

### 4. 定期的な意見交換会を実施し適切な情報提供を行う

施設運営へ利用者意向の反映促進を図る。利用者の意見を反映させ取組み、全利用者を対象とした全体懇談会の開催。利用者への定期的及び随時の面談の実施。利用者満足度調査、利用者意向アンケートの活用。

### 5. 自立支援の継続

自立した生活が継続出来るように適切なサービスを提供する。各個人毎にサービス計画書を作成し、必要な介護支援サービスをケアマネージャーや外部介護支援スタッフと協議し、紹介等を行う。また通院介助、買い物援助等介護保険では適時補えないサービスを提供すること。介護予防サービスなど、地域資源を活用することで安心した生活が継続できるよう支援する。

### 6. 安心安全な生活環境の整備を行う

生活の中心である施設内外の環境を良好に整備し、利用者が快適かつ健康に過ごすことが出来る様に支援する。設備の経年劣化により随時修理、交換の必要性があった場合は迅速に対応する。また適時点検を行い、事故等を未然に防ぐよう職員、関係各所と連絡を取り合い、計画的に修繕を行っていく。

### 7. 施設の社会化、地域交流を積極的に行う

入居者の社会性の維持・向上を目的にボランティア活動の受け入れ、参加ができるよう支援を行う。麻雀クラブの充実等や法人での全体行事に参加し、様々な世代の方達との交流を深める。それらの具体的な活動や取組、日時がわかるよう随時掲示を行い情報発信していく

### 8. 趣味活動・レクリエーションの充実

入居者の意見を取入、職員企画のもと定期的にレク、外出等を実施する。認知症予防を目的に楽しんで参加しただけのレクリエーションを実施する。全体行事だけではなく、各個人の希望される催し等への参加を援助し、生きがいのある生活を送れるよう支援する。又、レクリエーション活動などの交流の機会を提供することで、生活を活性化し身体機能の低下を予防する。個々のプランに対して、モニタリング・多職種に検討会を行う。

### 9. 生活実態調査

各居室の設備点検と同時に、衛生面や生活動線の不具合の有無等を調査する。また個別に聞き取りを行えるよう各居室へ訪問し、皆様の心情や心境を聞き取る為の対話の時間を頻回に設ける。

### 10. リスクマネジメントの強化を図る

居室内での事故・ヒヤリハット報告を分析し再発予防に取り組むと同時に入居者へ事故防止の啓発を行う。入居者からの不安。危険性の訴えを傾向し、必要な対処を速やかに行う。また利用者及びご家族からの意見を真摯に受け止め、迅速に対応をすることを第一に円滑かつ円満な解決を目指し、その過程、結果をご本人に報告することを怠らない。

### 11. 災害訓練

地震および風水害の防災訓練は、災害時事業継続計画に基づき職員が速やかに対処できるよう訓練を実施する。さらに定期的に火災訓練・夜間避難訓練を実施し、反省点等を記録し次回への改善に努めるとともに、近隣施設などとの災害時の強い協力体制を維持する。

## 1.2. 地域社会資源の活用と連携

コロナ禍での感染予防対策に努めながらではあるが、利用者ニーズに応じた地域資源の活用の促進をする。(デイサービス、訪問サービス、訪問美容、訪問歯科、公民館等) 地域社会貢献の推進や地域交流事業は引き続き行い。講座や行事についてはオンライン等で工夫を図るとともに、地域住民の生活支援事業の充実を図る。秋祭り等の相互交流、近隣老人施設との交流、近隣の学校等との交流促進、利用者との交流会の実施、防災については実情に即した内容を目指し、地域資源との協力体制を確立する。

## 1.3. 感染対策及び医療機関との連携

新型コロナウイルスやインフルエンザや感染性胃腸炎等の感染症予防を徹底する。職員による施設内の消毒や帰園時の手指の消毒および食事前の手洗い・消毒には入居者も十分な理解は得られている。医療機関との連携協力による健康維持の推進を図る。利用者の医療的支援ニーズの増加に対応して、協力医療機関及び地域医療機関とのより一層の連携関係の強化。入退院の適切な判断と前後の適切な入居者処遇に向けた医療機関との密な連携。定期受診等の結果情報を共有した連携による対応。

### 【あかり園居宅介護支援事業所】

#### 年間計画について

居宅介護支援の収差率は全国平均赤字で運営されている介護サービス、あかり園居宅についてはかろうじて黒字となっている。居宅で稼働の高い運営状況を継続する為には利用者及び地域の評判は重要視するところである。地域、利用者から人間関係の輪が広がり、気軽に相談してもらえる様に支援し「懇切丁寧を旨に相談・支援」を体现。行政、関連施設、医療機関、居宅サービス事業者、地域包括支援センター等と連携をとり地域の人々の関係を密にしながらか居宅支援を図っていくとともに自己管理を図る。効果的な在宅介護・看護が提供できる体制を構築しながら利用者の生活を援助する。地域との連携を密にし、地域ケア会議をはじめとする研修会に参加していく。又、スキルアップに繋がる外部研修にも積極的に参加する。

1. 介護支援専門員、担当利用者 35 名を常に意識し運営する
2. 利用者のご家族の立場を理解しながら専門職を生かして支援をしていく
3. 地域・他事業所と交流を深めて包括等との連携を強化する
4. 地域・勉強会に積極的に参加し自己研鑽に努め、常に資質の向上を目指す
5. 自己管理に努め心身共に健康で笑顔で接し、継続性のある安定したサービスの実施
6. 法人内の連携を図り円滑に業務が出来る様にし、スケールメリットを活かす